

## 平成 28 年度第 1 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時  
平成 28 年 8 月 24 日（水）午後 2 時～午後 3 時 30 分
- ◆ 開催場所  
練馬区役所 901 会議室（本庁舎 9 階）
- ◆ 出席者  
出席委員 5 名（会長 ほか 4 名）  
区側出席者 6 名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員 4 名）
- ◆ 議事  
1 諮問  
2 審議  
平成 28 年度指定文化財について
- ◆ 報告事項  
1 平成 27 年度登録文化財の経過報告  
2 平成 28 年度文化財関連事業計画  
3 平成 27 年度専門調査委託報告（五十嵐家文書の修補作業委託）
- ◆ 協議事項  
1 板碑・庚申塔・馬頭観音について
- ◆ 公開可否  
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配布資料  
資料 1-1 平成 27 年度登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第 6 号：写）  
資料 1-2 平成 27 年度登録文化財関係（「ねりま区報」平成 28 年 3 月 1 日号：写）  
資料 1-3 平成 27 年度登録文化財関係（「ねりまの文化財」第 97 号）  
資料 2 平成 28 年度 文化財関連事業計画  
資料 3 平成 27 年度専門調査委託報告  
資料 4 板碑・庚申塔・馬頭観音について
- ◆ 事務局  
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係  
Tel 5984-2442

### 会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について
- <文化・生涯学習課長> 会議の公開について
- <教育長>

平成 28 年度練馬区指定文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問します。平成 28 年 8 月 24 日 練馬区教育委員会

文化財を指定することについて1件、「田中家の種子屋資料」一括(383点)になりますので、よろしくお願い申し上げます。

<教育長> 挨拶  
退席

<会長>

それでは審議に入ります。説明をお願いします。

<文化・生涯学習課長>

本年度の諮問は、文化財の指定案件が1件です。

<事務局>

1文化財を指定することについて No.1「田中家の種子屋資料」の説明

<会長>

質問・意見はありますか。

<副会長>

答申文を書く際には、概要の箇所に、何年度に登録文化財となり、その際に登録対象点数は何点だったが、こういった理由により何点になったということを記述したほうがよいと思います。

<事務局>

そういたします。

<副会長>

現在、資料は一点一点封筒に入って、登録と登録外のものが並んで保管されているのですが、今後また登録から指定になると、指定されたものと指定から除外されたものが同時にあるわけで、所有者の方は、文書目録を見ないと指定と指定外との区別がつきません。箱に入っているものが全て指定だというならわかりますが、そのあたりが不安です。指定と指定外をそれぞれ別置き、文書目録も指定外のもの、指定したものの後に続けたほうがよいのではないのでしょうか。

<事務局>

視察の際に現況をご覧いただきあらためてご意見をいただいた上で、検討したいと思います。

<委員>

登録されていた資料を指定にするとのことですが、例えば、目録には修業証書や綴方清書帳など、あまり種子屋に関係ないようなものもあります。田中家の歴史を知る上で必要だから入れているのか、それとも種子屋と関係ないものであれば除外したほうがよいのではないのでしょうか。

<事務局>

登録した際には、種子屋に直接関わる資料以外にも、田中家の家の歴史がわかる資料も含めて登録したほうがよいというご意見をいただき、このような形となりました。今回、答申説明書の価値を書く際には、そのあたりも含めて記述したほうがよいのでしょうか。

<委員>

私も、登録から指定にもっていく際には名称に「種子屋資料」とあるように、種子屋に関わる資料に限定して指定するというのも一つの方法ではないのでしょうか。

<副会長>

登録したものが指定になる時には、登録したものがそのまま指定になるのが原則なのか、それともそのような原則はなく、登録したもののの中から新たに絞り込んで指定することはできるのか、その基本的な考え方を知りたい。

<文化・生涯学習課長>

練馬区の条例では、登録文化財と指定文化財のものが合致してないといけませんので、もし登録のものから選び分けるとなると、登録を一部解除するという手続きを踏んで指定することになります。

<副会長>

そうなる就先ほだのご意見のように、あらためて史料吟味を行って指定することになれば、登録していたものを部分的に解除して登録し直した上で指定するということになりますが、そのようなことはありうるのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

現実問題としては難しいのではないのでしょうか。答申説明書において文化財の価値の記述を変えるという方法はあると思います。

<副会長>

たしかに、文化財の概要と価値のところ一文入れて、種子屋とは間接的に関わるものであっても一括資料として価値を認めて指定するといった旨が記してあればよいかもしれません。

<文化・生涯学習課長>

できるかどうかわかりませんが、国指定文化財などにあるように附属資料として指定する方法もあるのでしょうか。

<副会長>

本指定に対する付けたり指定という言い方をしますが、附属としてランク付けしてしまうと、練馬区の場合はより煩雑になってしまうと思うので、登録文化財にしたものは性質の違うものはあっても皆横並びで同様の価値を持っているということで進めたほうが明快な気はします。

<文化・生涯学習課長>

いずれにしても、文化財の登録台帳から登録したものを除外すると登録の一部解除ということで、審議会でご意見いただければ済むことで、登録自体は変わりませんので、指定にする際の価値観の相違によって外れていく資料が出たということができます。作業は大変かと思いますが。

<委員>

そこまでしなくても、答申文の文章のなかで認識や価値の違いを記述してもらえばいいのではないのでしょうか。

<副会長>

員数の件ですが、「一括(383点)」という書き方をしていますが、看板のように1点というものもあれば、枝番をつけて複数あるものをまとめて1点とするものもあって異なりますが、それらの合計を383点という数え方ができるのでしょうか。点数を書かずに「一括」とする方法も検討してみたらどうでしょうか。

<事務局>

文書の場合、封筒に何点かまとまって入ることもありますし、綴りになることもあります。また、冊子などに文書が挟み込まれていることもあります。それら複数になるものを枝番にして表記しています。

<委員>

登録時答申文の文章で、他の元号には西暦があるが、「昭和初期」にだけ西暦がないのはなぜでしょうか。

<事務局>

年次未詳のものもありそのようにしか表記できませんでしたが、指定答申の際には、年次のわかる最後の年を入れて「〇年頃」という形にして西暦を表記したいと思います。

<委員>

先ほど登録から指定にする際の資料の価値についてご意見が交わされましたが、この登録時答申文を見ると、「種子屋関係のものなど地域の様相を伝える資料」という記述があるので「地域の様相を伝える」という点にウエイトが置かれていたことが分かります。ただ、名称を「種子屋資料」と言われてしまうと、種子屋の営業に関わる資料という印象を与えてしまうので、「地域の様相を伝える」という点を膨らませた文章にすれば、整合性がとれるのではないのでしょうか。また、資料の写真を見ると、種子屋の営業だけでなく生産などに関わるものも多いので、種子屋の資料を通して、多面的な要素をよみとることができるといった、含みのある文章にすればよいのではないのでしょうか。

<事務局>

ご指摘のように、種子屋の営業だけでなく技術などに関わる資料もありますので、それらも含めて検討して答申文を書きたいと思います。

<副会長>

文化財の名称を指定時に変更することはできませんか。登録時には「田中家の種子屋資料」としたわけですが、例えば「田中家資料」とすれば、先のご指摘に合うのではないのでしょうか。名称についても再考の余地があれば検討してください。

<文化・生涯学習課長>

名称そのものを変更することは可能だと思います。

<会長>

他に意見がないようでしたら、報告事項についてお願いします。

<文化・生涯学習課長>

平成 27 年度登録文化財の経過報告（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）について説明

<事務局>

平成 28 年度の文化財関連事業計画（資料 2）について説明

<会長>

何かご意見ございますか。では、続けてお願いします。

<事務局>

平成 27 年度専門調査委託報告（五十嵐家文書の修補作業委託）（資料 3）について説明

<会長>

では、次に協議事項についてお願いします。

<事務局>

板碑・庚申塔・馬頭観音について（資料 4）について説明

<会長>

今後の板碑・庚申塔・馬頭観音などの石造物の取り扱いや登録をどのようにしていったらよいかとのことですが、何かご意見ありますか。

<委員>

練馬区では、登録文化財となった石造物のその後の確認は行っているか。

<事務局>

行っています。区内各地域を担当する文化財保護推進員にも定期的に巡回してもらい情報を提供してもらっています。

<副会長>

客観的な状況を示してどう思うかというのではなくて、例えば、近年の石造物の調査動向、あるいは学会等における評価などをうけて登録を進めたいだとか、そのような事務局側の方針や計画を今後示していただけたほうがよいと思います。

個人的には、準備ができたものから登録をどんどん進めたほうがよいと思います。

複数基の一括登録については、他の有形文化財との並びで一括というのはやや難しいのではないのでしょうか。近年、文書では例えば、金沢文庫や醍醐寺の文書が一括して国宝になるといった傾向があり、一括というのも一つの方法かとも思いますが、有形文化財、例えば醍醐寺の仏像全150体を一括で国宝にすることは今後決してならないと思います。ただ、文書が一括できるならば、仏像も、板碑もそうだと思いますが、最初は1基ずつ登録していったほうがよいのではないのでしょうか。

もう一つ注意が必要なのは所有者の問題です。石造物には所有者が確定できないものが多いと思いますが、登録するには所在場所だけではダメで、所有者の明記が必要です。

<事務局>

はい。注意して検討します。

<委員>

庚申塔について、一箇所に数基あるとのことですが、同じ地域で庚申の年に次々と立てていく場合もあるし、その場合は信仰の継続性という点で一括して登録という、別の視点から括するという方法もありえると思いますし、そのへんは柔軟に対応して考えてみてください。

<副会長>

考えてみれば、今まで板碑などは軽視されてきたかもしれません。板碑のような中世の年記のあるものは、登録をこえて即指定でもよい気がします。文書や仏像に中世の年記があれば、尊重されますから。

<会長>

では、また継続して検討していただき、今後方針を出してください。

<事務局>

はい。ありがとうございました。

<会長>

では、以上で協議事項を終わります。

<事務局>

事務連絡

次回の文化財保護審議会（視察）の日程について

<会長>

では、本日はこれにて閉会いたします。